

大規模開発事業基本事項届出書

2014年2月28日

(宛先) 鎌倉市長



事業者 住所 神奈川県鎌倉市玉縄4-1-1
 氏名 学校法人 栄光学園
 理事長 萱場 基
 電話 0467(46)7711
 住所 東京都新宿区西新宿2-1-1
 代理人 氏名 株式会社 日本設計 建築設計部
 代表7-行外 崎山 茂
 電話 050(3139)7100

法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

鎌倉市まちづくり条例第26条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

予定建築物の用途等	<input type="checkbox"/> 住宅 (戸建て) <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (校舎2棟・体育館)							
地名地番	鎌倉市玉縄四丁目1番地1 外 2番地23号				面積	105,852.64㎡		
土地利用規制	市街化区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域内		<input type="checkbox"/> 区域外				
	宅地造成工事規制区域	<input checked="" type="checkbox"/> 区域内		<input type="checkbox"/> 区域外				
	風致地区	<input type="checkbox"/> 区域内		<input checked="" type="checkbox"/> 区域外				
	用途地域	第一種中高層住居専用地域						
	保全対象緑地	<input checked="" type="checkbox"/> 区域内 (特別緑地保全地区指定候補地 龍宝寺地区)						
その他								
土地利用の方針	現在の配置構成を保持し、丘陵の頂上部に広がる敷地の北側道路の近くに校舎機能を集中し、他はグラウンド等の外部空間、周辺緑地として保持する。							
公共公益施設の整備の方針	新校舎は2階建てを主として計画し、十分な外部空間と緑地を確保すると共に、耐震性を高めて広域避難場所としての機能を向上させる。							
環境及び景観の保全の方針	現状より低層の建物として周辺からの景観への負荷を軽減し、敷地周縁部の原生林を保持することで鎌倉の緑豊かな原風景づくりに寄与するものとする。							
土地利用	宅地	農地	山林	公共公益施設				その他
				道路	公園	緑地	水路	
現況	㎡		23,400			15,400	67,052.64	
	%		22			15	63	
計画	㎡		23,400			15,500	66,952.64	
	%		22			15	63	
事業目的概要	住宅 (戸建て)		区画面積		区画面積		平均	
	上記以外		建築面積	延床面積	棟数	階	高さ	戸数
			8,600㎡	13,939㎡	3	3	13m	
切土	なし	㎡	盛土	なし	㎡	都市計画施設 なし		

開発計画概要書

開発計画の名称		栄光学園 70周年事業 校舎建設計画
事業区域の地名地番		鎌倉市玉縄四丁目1番1 外23筆
事業区域の土地に対する権原取得等の状況		自己所有地
事業区域内において予定されている建築物その他の施設の概要	建築物等の施設	学校施設①：建築面積5,100㎡/延べ床面積8,944㎡ 最高高さ7.6m 地上2階 学校施設②：建築面積1,400㎡/延べ床面積3,000㎡ 最高高さ13m 地上3階 体育館：建築面積2,100㎡/延べ床面積1,995㎡ 最高高さ13m
	造成工事	切土： 0㎡、盛土： 0㎡、 搬出入土（建築根切り、埋戻し）：約15,000㎡ 処理方法：建物建設に伴う搬出土は、県内処分場に搬出
	給排水等の施設	給水：北東側既設水道管φ20mmより引き込み 汚水排水：北東側及び北西側既設污水管φ200mmに接続し放流 雨水排水：北東側既設雨水管φ350mm 及びφ250mm、 北西側既設雨水管φ300mmに接続し放流
	道路その他の施設	東側市道053-000号線 幅員9mから接道とする。 北側市道053-090号線 西側県道402号阿久和鎌倉線 既存緑地を含め15,500㎡の緑地を設ける。
安全・防災対策の概要（工事施行中の対策を含む）		施工に当たり、周辺住宅に対して配慮して工事騒音振動発生の抑制に努める。工事車両による交通事故防止に万全を期して、仮囲いの設置、ガードマンや交通誘導員の配置等を行う。
開発行為等の着手及び完了の予定年月日		着手 2014年7月 1日（但し、法令に基づく許可後） 完了 2017年3月31日
開発行為等が自然環境又は生活環境に与える影響等に関する事項		計画地には豊富な緑地が現存している。計画にあたっては現存する緑地の約97%は保存に努め、建替えによって失われる緑化地についても、植樹により緑化を維持していく。
開発行為等が社会的、経済的又は文化的状況に与える影響等に関する事項		鎌倉市の教育の充実を図る方針に合致。恒久的に学校運営を行う上で、通学生が安全安心に通えるような施設を計画。災害時には地域の広域避難場所として機能することも考慮する。
関係者に対する周知及び意見の聴取の時期、方法等に関する事項		鎌倉市まちづくり条例の規定に基づき標識の設置や必要な住民説明会を実施していく。住民要望に応じて、適宜説明会等を実施する。
その他参考事項		

土地利用の方針書
(第一面)

開発計画の名称		栄光学園 70周年事業 校舎建設計画
事業区域の地名地番		鎌倉市玉縄四丁目1番1 外23筆
第3次鎌倉市総合計画との整合	利用区分ごとの利用方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の特長でもある豊かな山林(敷地の約22%, 23,400㎡)は保全につとめ、その中に立地する学校としてふさわしい景観形成を図る。(計画図) ・北側に道路を挟んで接する住宅地に対しては、建物高さを抑えることで更なる環境の向上を図る。日射採光をはじめとした良質な周辺住環境の保全・創造に重きを置いた計画とする。 ・木質の材料も適宜取入れることで、山林と生活の場が隣り合う鎌倉らしい建築の創造を目指す。
	リーディングプロジェクトにおける主要な都市整備構想の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業区域は主要な都市整備構想の区域には含まれていないが、公共公益施設として、学校という用途を活かし、「あふれる活力」と栄光学園70年にわたる「文化」を感じられる計画を心掛ける。 ・利用者や周囲に配慮した環境形成につとめ、地域の高い魅力と都市環境の創造に寄与できる計画を目指す。
鎌倉市都市マスタープランとの整合	土地利用の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業区域はスプロール市街地に該当し、防災面を考慮した敷地内通路確保や低層化を活かした十分な耐震強度の確保に配慮する。 ・敷地内、ならびに当該事業区域が隣接する周辺住宅地において、生活の場としての良好な環境形成につとめる。
	自然環境の保全・回復の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・玉縄の特徴でもある丘陵部の緑が作る自然環境の保全につとめ、開発行為を伴う土地形質の変更行わない。 ・広い事業区域を活かし、災害時の広域避難場所としても有効な役割を果たせるよう、構造・設備の安全性や滞在できるスペースの確保など、機能の充実を図る。
	都市景観形成の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・画一的な効率重視の積層型建築を脱却し、貴重な緑の景観とヒューマンスケールの街並みに調和する、2階建てを主とした低層建物とする。 ・「新しい魅力を創造していく鎌倉」を代表する学校として、外観についても木材を多用するなど、土地の特長を活かした魅力ある都市景観形成につとめる。
	循環型のまちづくりの方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境との共生を重視し、太陽光パネルをはじめとした環境配慮技術を取入れる検討を行うなど、環境負荷低減に努める。 ・良好な光、風環境を活かし、積極的な自然採光、中間期における自然換気を活かした空調方式など、貴重な環境の恵みを肌で体感できるよう配慮する。 ・ごみ一時保管場所を拡充して分別収集を促進し、廃棄物のリサイクルを進める社会的要請に応える計画とする。

(第二面)

鎌倉市都市マスタストラ	交通システム整備の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・従前からの学校施設としての利用に変更が無いことから、外部の交通状況に与える影響は少ない。 ・敷地内においては巡回できる車路導線を適切に計画し、防災性能を高める。段差部分にはスロープを設け、エレベーターの設置等で交通弱者にやさしい環境整備を図る。
	住宅・住環境整備の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、十分な採光や敷地の約37%(山林含む)以上の緑地確保など自然を存分に体感できる環境づくりを行い、周囲の住環境の保全のため建物高さの抑制と道路沿いの緑化保存につとめる。 ・身近な学校施設の整備は、住環境整備に貢献し、災害時における広域避難場所としても必要不可欠な施設と考えられる。
	都市防災の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の低層化と軽量化を図り、地震時にかかる力を半分以下に抑え、建物としての防災性能を最大限に引き出す。 ・高台に位置するまとまった土地であることから、学校施設の特性を活かし広域避難場所としての設備充実を行う。
	福祉のまちづくりの方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリールートの確保を行い、誰もが安全に利用できるよう配慮する。 ・施設全体の構成が低い目線からも判り易くなるよう、視線を遮るつくりを出来る限り抑え、視認性の良い明快なプランニングに努める。
	産業環境整備の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途は学校であり、直接的な対処事項はない。
	観光・文化・スポーツ・レクリエーション環境整備の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・現在も、鎌倉市内外の中学校ならびに高等学校の運動部の練習試合と公式試合の場として、グラウンド等(サッカー場、野球場、テニスコート等)を提供している。 ・今後も、中高生のスポーツ交流の場として、鎌倉市内外の中学校、高等学校に積極的な提供を行って行く。
	拠点とゾーンの整備方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業区域は拠点及びゾーンの区域には含まれていない。
と の 整 合	地域名	玉縄地域
	地域別方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・玉縄城跡公園の整備に倣い、緑豊かな玉縄地域のシンボルに相応しく自然と調和する、ヒューマンスケールに基く施設構成を図る。 ・玉縄の丘の上という立地と、広く恵まれた環境条件を最大限に活かし、建物の低層化を図る。周囲の住宅地に与える圧迫感等の影響を抑制し、より一層の住環境保全につとめる。

(第三面)

鎌倉市の緑の基盤計画の画面と全体の整合	歴史文化を守る緑の配置等の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな玉縄山林の景観保全につとめる。新しい植栽は外来種を控え地域性を考慮した在来種を採用する。 	
	生き物を育む緑の配置等の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 既存の生育環境に悪影響を与えぬよう、まとまりのある緑地帯の保全につとめる。土地形質の変更を行わず、建設に伴う環境の変化をできる限り抑えた計画とする。 	
	暮らしを支え豊かにする緑の配置等の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> どこからも緑を望み、感じられるよう、緑が連続した適切な植栽計画に努める。 北側道路沿いの植栽は日影でも育つ樹種を選定する。 	
	交流のふれあいを広げる緑の配置等の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 接道部分の豊かな植栽の保全と、積極的な緑化を行い、近隣中高生のスポーツ交流の場となるグラウンド周辺にも緑化を拡充するなど、周辺地域に潤いをもたらす計画につとめる。 	
	美しい景観をつくる緑の配置等の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 緑の山を背にした美しい鎌倉市の景観に倣い、建物の低層化と中高木のバランスを図る。緑の連続が借景となるような、地域の魅力創出につとめる。 	
	環境負荷を和らげる緑の配置等の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 既存のまとまった緑地のうち97%は保全に努め、減少分を補うための新たな緑地を、接道部に近い入口部分に集中させ(緑地全体の7%)を行い、緑による効果的な環境負荷低減を図る。(別添、計画図参照) 	
	安全を高める緑の配置等の方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 接道部や敷地内通路、棟間の境など要所を見定め延焼防止機能を図りやすい植栽計画につとめる。 山林の根の張った大木を保存し、土砂災害の防止につとめる。 	
	リーディングプロジェクトの趣旨に対処している事項	緑地の確保	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内の山林の一部が龍宝寺地区における特別緑地保全地区指定候補地になっていることを踏まえ、当該緑地の全面的な保全につとめる。 工事に伴い止むを得ず伐採対象となる既存樹は、可能な限り移植を検討し環境保全に配慮する。
		緑の質の充実	<ul style="list-style-type: none"> 新たな植栽については外来種を避け、在来種の拡充につとめる。
		緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> 近接する城廻特別緑地保全地区や玉縄城跡とも良好なネットワークが形成できるよう事業区域内の効果的な緑化を図る。
緑の基本計画の実現のための施策方針に対処している事項	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全につとめ、土地の形質変更を行わず、玉縄のまとまりのある豊かな緑を維持する。 建物もできる限り低層化を図り、周囲の緑環境とバランスのとれた環境拠点の創造につとめる。 		

環境及び景観の保全方針書
(第一面)

事業計画の名称		栄光学園 70周年事業 校舎建設計画
事業区域の地名地番		鎌倉市玉縄四丁目1番1 外23筆
鎌倉市環境基本計画との関連	大気保全に 対処している 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・建物用途は既存と同じ学校であり、完成後に大気に影響を及ぼすものではない。 ・工事中における粉塵対策として規制基準を遵守する。 ・解体工事に際しては散水を充分に行い粉塵の飛散を防止する。 ・工事車両による排気ガスを抑えるため、極力、低公害型の重機やトラック等を使用し、搬出入計画についても合理化し、アイドリングストップ等の指導措置を講じる。
	水質・水量の保全 に 対処している 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・計画範囲を既存建物のある部分に限定し、敷地に現存する樹木の97%は保存して敷地全体としての保水性を維持する。 ・新しく舗装を必要とする部分は、保水性や浸透性の舗装につとめ、雨水の地下浸透を促進する。 ・建物屋根への雨水の排水については、放流先の河川等への軽減を考慮し、地下部分に雨水貯留槽の設置も検討する。
	騒音・振動の防止 に 対処している 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の騒音対策として、規制基準を遵守するよう施工方法と施工機械を選択する。安全性確保を兼ねて既存構造物解体工事に際してはシートや防音壁で覆う等、適切な養生を行う。 ・車両騒音を抑制するため、アイドリングストップ等の指導措置を講じる。
	歴史的環境の保全 に 対処している 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地は既存校舎建設以前は山林であり、歴史的な文化財の埋没している可能性がある原生緑地帯は工事個所から除いている。
	生態系の保持に 対処している 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・貴重な動物種は生息していないが、敷地内に現存する原生林、植物生態系には手をつけずに保全し、野鳥などが訪れる場を提供する。 ・ごみの散乱や餌付を防止し、タイワンリスや鳶、カラスなどの繁殖を抑えるよう努める。 ・汚水の浸透流出を防止し、近隣河川の汚染防止に努める。

(第二面)

鎌倉市緑の基本計画と関連	地域制緑地の候補地の方針に対処している事項 (龍宝寺地区)	・事業区域内の山林の一部が龍宝寺地区における特別緑地保全地区の指定候補地になっていることを踏まえ、当該緑地の全面的な保全につとめ、玉縄地域の丘陵地に現存する樹木をそのまま保存して、玉縄地域を印象付ける斜面地緑地や緑の資源の保全を図る。
	保全配慮地区の方針に対処している事項 (地区)	・保全配慮地区ではない。
	緑化地域の方針に対処している事項 (地区)	・緑化地域の指定候補地であることを踏まえ、当該緑地の97%は保全につとめ、玉縄地域の丘陵地に現存する樹木をそのまま保存する。
	緑化重点地区の方針に対処している事項 (地区)	・緑化重点地区ではない。

鎌倉市景観計画画	構造別景観形成	景観地域の基本方針に対処している事項	(玉縄丘陵景観) 地域	
		ベルトの基本方針に対処している事項	() ベルト・該当なし	
		拠点の基本方針に対処している事項	() 拠点・該当なし	
と	特定地区	土地利用類型別の景観形成の方針及び基準に対処している事項	区 域	(公共公益施設、緑地景観、一般住宅地) 区域
			方 針	<ul style="list-style-type: none"> 計画を既存建物の建替えに限定し、広い外部空間と敷地内の緑を保全する。 丘陵景観地域である敷地の山林は都市イメージを創り出す貴重な緑地として保全する。 計画地周辺の住宅地に馴染む景観形成につとめ、緑豊かな住宅環境の誘導に努める。
			基 準	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観形成の核となる場所として、建築物のデザインの質の向上や緑化の推進など、広い外部空間の確保により地域の先導的な都市景観の形成を図る。
関連	眺望景観	眺望景観の保全、創出の方針に対処している事項	区 域	() 地区・該当なし
			方 針	
			基 準	
			<ul style="list-style-type: none"> 既存3階建ての校舎から全体の高さを抑える計画とし、玉縄五丁目公園から望む美しい山並みの稜線がつくる景観を確保する。 景観に配慮し、校舎や体育館の配色を、自然要素になじむものになるよう配慮する。 	

環境及び景観に係る調査報告書
(第一面)

事業計画の名称		栄光学園 70周年事業 校舎建設計画	
事業区域の位置及び区域		鎌倉市玉縄四丁目1番1 外23筆	
環境に係る調査報告	共通調査項目	現況	<ul style="list-style-type: none"> ・地形、地質及び土質の状況 ・土地利用の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・玉縄の丘陵地に昭和39年に校舎を建築するに際して、山林の造成が行われた。建築の敷地内には大きく、体育館、校舎、講堂が建つ異なる3つの地盤面があり、それぞれの段差は擁壁で保護されている。 ・現在も学校(中学高校併設校)の単一用途に使用されている。
		計画	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の形質の変更行為を実施する区域及び変更方法 ・事業の実施に伴い設置される工作物の位置、規模及び構造 <ul style="list-style-type: none"> ・土地形質の変更は行わない。 ・主に校舎、体育館。 これらに付随する地下防火水槽等 設置検討。
	大気汚染	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・土石の搬入又は搬出のための自動車の運行台数 ・土石の搬入又は搬出のための経路 <ul style="list-style-type: none"> ・解体工事に伴う発生材の搬出、基礎工事に伴う残土搬出入が生じる。 具体的な運行車両台数・経路等は施工者決定に際して検討報告する。 ・敷地北側の9m道路及び約4.5m道路から搬出を行う。
		対応方針	<p>粉じんの飛散を防止するための措置等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉塵の発生要因は、既存校舎およびその基礎解体によるもの、新築工事の建築資材、コンクリート等の搬入に係るトラック、ミキサー車等の通行によるものが考えられる。 ・解体工事に際しては、粉塵が生じないように散水をしながら行うよう指導し、発生材搬出のダンプトラックには飛散防止カバーを設置するよう義務付け、これを工事の請負条件とする。 ・同様に新築工事に際しては工事範囲出入り口に洗車スペースを設け、車体やタイヤに付着した泥等の除去を行うよう義務付ける。
	安全	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・交通経路の状況 ・事業の実施区域に係る出入路の位置、構造及び使用の方法 ・自動車の運行の時間及び出入りの回数 <ul style="list-style-type: none"> ・北側9m道路に生徒の登下校の時間帯に歩行者交通が集中する。 ・敷地北側の9m及び約4.5m道路に出入口。敷地内に9mの通路があり、工事用車両の交通に利用する。(県道402号は工事には使用しない。) ・具体的な運行車両台数等は施工者決定に際して検討し、近隣自治会に報告する。
		対応方針	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間に交通が集中しないよう、解体、新築を3期に分けて行う。 ・工事中の安全対策について事前に警察等の関係機関と協議を行い、安全対策上必要な施設(防護柵、カーブミラー、標識等)を設置する。 ・生徒の登下校の時間帯(7:30~8:30/15:00~18:00)に北側9m道路に歩行者交通が集中するため、その時間帯を避けて工事搬出入を行うよう計画する。 ・工事施工者及び作業員は地域に迷惑等をかけないよう指導すると共に、町内会等を通じて地域の要望には応えるものとする。

(第二面)

環境に係る調査報告	残土	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 残土の発生量及び処分の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 造成、地下工事が無い場合、残土発生は基礎工事に伴うもののみである。発生土の処分先は未定だが、鎌倉市内または近隣地域にて、適切に処理する。
		対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 残土の運搬及び処分が生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等 	<ul style="list-style-type: none"> 残土処分に当たっては、粉塵対策（散水等）、安全対策を行う。 歩行者が集中する通勤通学時間帯には搬出入を行わない。 近隣への説明を入念に行い、必要に応じて工事協定を締結し、遵守する。
	騒音	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 騒音に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力構造、用途、配置及び使用時間 騒音に係る特定建設作業騒音の特性 	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物解体におけるコンクリート破砕が最大の騒音源になると考えられる。2017年竣工まで3期に細分して行われる。 上記3期に分けてジャイアントブレイカー等が用いられると想定される。 具体的な機器・騒音源の想定と防音対策、使用時間等は施工者選定に際して詳細に検討し、近隣自治会に報告する。
		対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 騒音によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等 	<ul style="list-style-type: none"> 工事中にも授業は実施するため、解体部分はシートによる養生を行い、粉塵の飛散を抑えると共に、騒音の拡散を抑える配慮をする。 騒音の規制基準(85dB以下)を遵守するため、低騒音タイプの解体器具を使用する。
	振動	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 振動に係る特定建設作業の実施の場所及び期間 振動に係る特定建設作業の種類並びに使用する機械の種類、規模、能力構造、用途、配置及び使用時間 振動に係る特定建設作業振動の特性 	<ul style="list-style-type: none"> 既存建物解体におけるコンクリート破砕が最大の騒音源になると考えられる。2017年竣工まで3期に細分して行われる。。 上記3期に分けてジャイアントブレイカー等が用いられると想定される。 具体的な機器・騒音源の想定と防音対策、使用時間等は施工者選定に際して詳細に検討し、近隣自治会に報告する。
		対応方針	<ul style="list-style-type: none"> 振動によって生活環境に著しい影響を及ぼさないための措置等 	<ul style="list-style-type: none"> 振動の規制基準(75dB以下)を遵守するため、低振動タイプの解体器具を使用する。

(第三面)

環境に係る調査報告	気象	調査項目	風向き及び風速の状況	・敷地における卓越風は、北北東より3.8 m/s
		対応方針	風向きの変化等により居住環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	・現在の3階建て校舎より低く、2階建てを基本に計画し、周辺に対しても良質な風環境の確保に配慮する。
	水象・地象	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨量の状況 ・河川の流量及び流速並びに流域水収支の状況 ・植物の生育状況 ・排水路の位置、規模及び構造 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間降水量 約2053mm(2003年) 1372mm(2011年) ・1日最多 約202mm(2003年) (辻堂気象台データによる) 115mm(2011年) ・関谷川及び玉縄雨水幹線へ放流。 ・外構部分には浸透性舗装、浸透柵等により雨水の地盤浸透を図り、建物屋根への雨水は地下躯体内の雨水貯留層により一時貯留と放流量抑制を考慮する。 ・敷地内、特に周縁部の敷地境界付近に原生林が残っており、今回の計画後にもこれらはそのまま残す。
		対応方針	傾斜地の崩壊を防止するための措置及び河川流量等の変化が居住環境に著しい影響を及ぼさないための措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の校舎をほぼ同一で建替えるため、周縁部の樹木は保存され、傾斜地の崩壊等の危険は伴わない。 ・新しく舗装が必要となる箇所には、浸透性または保水性の舗装として、雨水の流出を抑制する。
	動物	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の生育の状況 ・貴重種又は重要種の動物の繁殖の状況及び生育環境の特性 	・特筆すべき動物の生息は認められない。
		対応方針	動物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	・ごみの散乱や餌付を防止し、タイワンリスや鳶、カラスなどの繁殖を抑制する。
	植物	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・現存植生 ・潜在自然植生 ・貴重な植物の種、群落及び植生の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・現況、学校敷地ではナラ、マツ等植物が多数植樹されている。 ・特筆すべき貴重種の植物は認められない。

(第四面)

環境に係る調査報告	植物	対応方針	植物の生育に著しい影響を及ぼさないための措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査で明らかにした植物種及び群落の中には法律等で定めた貴重なものは含まれていない。また、神奈川県環境影響評価技術マニュアルによる貴重な植物群落及び貴重な植物の種、環境庁による貴重種及び「我が国における保護上重要な植物種の現状」と照合した結果、現地調査により確認された植物の中にはこれらに該当するものは含まれていない。以上のことから特段の措置は講じていない。
	生態系	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・植物に係る生態系を構成する植物、動物その他の要素の状況 ・食物連鎖 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の植物生態系は敷地周縁部に山林として、ほぼ原生のまま現存する。構成する樹種は主にナラ、マツ等である。 ・特筆すべき小動物は調査時点では確認されていない。 ・現況では学校施設部分に高低木が植樹されているが、一部に生育状況の悪いものがある。
		対応方針	植物に係る生態系を適切に維持するための措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の敷地周縁部の山林部緑地帯は保全し、工事対象域としない。 ・校舎の建替えにより伐採される既存樹木は代替の樹木を植樹して総体としての緑地量を減らさないように努める。
	文化財	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の分布の状況 ・文化財の保存の状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存校舎が建設される以前は山林であり、文化財は既存校舎建設中も発見されていない。
対応方針		文化財に著しい影響を及ぼさないための措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・既存建物の範囲及び盛土部分に新築建物を計画する。文化財が残る可能性のある周縁緑地部分では工事を行わず、現状保存とする。 ・解体や建築中に文化財が発見された場合は、文化財課の指示に従い適切に処置します。 	
景観に係る調査報告	調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・眺望点の位置及び利用の状況 ・景観を構成する要素の状況 ・主要な眺望点からの眺望の範囲 ・主要な景観資源の位置、数、特徴、保存及び活用状況 ・事業の実施に伴い設置される建築物及び工作物の位置、規模、形態、色彩及び供用の方法 	<p>(別紙：玉縄五丁目公園を眺望点とする景観の報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丘陵頂部に位置する広大な敷地であり、周縁部を樹木で囲まれているため、敷地、施設を眺望するポイントは、限定的である。 	
	対応方針	主要な眺望点からの景観に著しい影響を及ぼさないための措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・玉縄五丁目公園から計画地の一部を望むことが出来るが、3階建ての既存校舎より低い2階建てを基本に計画しているため、主要な眺望点からの景観への影響は最低限に抑えられている。 	